

長野県薬局機能情報提供制度実施要領

(平成 20 年 3 月 10 日付け 19 薬第 746 号)

(最終改正：令和 3 年 7 月 15 日付け 3 薬第 297 号)

1 目的

本要領は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 8 条の 2 の規定により、医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うために必要な情報（以下「薬局機能情報」という。）について、薬局開設者の報告方法、県の公表方法等を定めることを目的とする。

2 情報の取扱い

- (1) 薬局開設者は、薬局機能情報を知事に報告し、知事は、原則として、報告を受けた薬局機能情報をそのまま公表するものとする。
- (2) 薬局開設者は、正確かつ適切な薬局機能情報を報告するとともに、薬剤師等は、薬局において、住民・患者等からの相談等に適切に応じるよう努めることとする。

3 薬局機能情報の報告

(1) 定期報告

薬局開設者は、毎年 1 月末日までに、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号。以下「規則」という。）別表第 1 の第 2 の項第 3 号に規定する地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局に関する事項（以下「地域連携薬局等に関する事項」という。）以外の事項については、その前年の 12 月 31 日時点の状況について、地域連携薬局等に関する事項については、認定（更新）申請の前月時点（過去 1 年間の実績については、申請の前月までの 1 年間。以下同じ。）の状況について、次のいずれかにより、知事あて報告するものとする。

ア インターネット上から長野県広域災害・救急医療情報システム（ながの医療情報 Net URL:<http://www.qq.pref.nagano.lg.jp/> 以下「システム」という。）にアクセスし、情報を入力

イ 管轄の保健福祉事務所若しくは保健所に薬局機能情報報告書（様式第 1 号）を提出

(2) 変更報告

薬局開設者は、薬局機能情報のうち、規則別表第 1 の第 1 の項第 1 号に掲げる基本情報並びに同表第 1 の項第 3 号に掲げる薬局サービス等のうち健康サポート薬局である旨の表示の有無及び薬剤師不在時間の有無（以下「基本情報等」という。）に変更が生じたときは、30 日以内に、次のいずれかにより、知事あて報告するものとする。

ただし、基本情報等のうち、地域連携薬局の認定の有無及び専門医療機関連携薬局の認定の有無に係る報告は、当面、次のうちイにより報告することとする。

なお、当該報告は、法第 10 条の規定による開設許可等の事項の変更の届出とは区別して行うものとする。

ア インターネット上からシステムにアクセスし、情報を入力

イ 管轄の保健福祉事務所若しくは保健所に薬局機能情報変更報告書（様式第 2 号）を提出

(3) 新規開設許可時の報告

県は、法第 4 条第 1 項の規定に基づく薬局開設許可申請書を受け付け、これを許可した場合は、システムにより発行したログイン・パスワード設定票（様式第 4 号）を申請者に交付することと

する。

ログイン・パスワード設定票（様式第4号）の交付を受けた薬局開設者は、許可後30日以内に当該薬局の薬局機能情報を、次のいずれかにより、知事あて報告することとする。

ア インターネット上からシステムにアクセスし、情報を入力

イ 管轄の保健福祉事務所若しくは保健所に薬局機能情報報告書（様式第1号）を提出

(4) 基本情報等以外の変更報告

薬局機能情報のうち、基本情報等以外の情報に変更（(5)の訂正による報告を除く。）が生じたときは、定期報告によることで足りるが、変更の報告を妨げるものではないこと。この場合の報告は、次のいずれかにより、知事あて報告することとする。

ア インターネット上からシステムにアクセスし、情報を入力

イ 管轄の保健福祉事務所若しくは保健所に薬局機能情報変更報告書（様式第3号）を提出

(5) 訂正報告

薬局開設者は、報告した薬局機能情報について誤りがあったときは、次のいずれかにより、速やかに知事あて報告することとする。

その際、備考欄に「訂正による報告」と記載すること。

ア インターネット上からシステムにアクセスし、情報を入力

イ 管轄の保健福祉事務所若しくは保健所に薬局機能情報変更報告書（様式第3号）を提出

4 薬局機能情報の公表

(1) 県による公表

県は、3により報告された薬局機能情報をインターネット、書面による閲覧、パーソナルコンピュータ等のモニター画面での表示等により公表することとする。

(2) 薬局開設者による公表

薬局開設者は、報告した薬局機能情報を、当該薬局において書面の閲覧又は電磁的方法により提供することとする。